

国部整技管第534号  
令和6年3月26日

本局各部各課（室）長 殿  
各事務所（管理所・センター）長 殿

中部地方整備局長

請負工事成績評定要領の運用の一部改正について

標記について、令和6年3月25日付け（国官技第837号）にて大臣官房技術審議官より別紙のとおり通知があったので通知する。

この通知は、令和6年4月1日以降に入札公告を行う工事に適用する。

【問い合わせ窓口】

企画部 技術管理課  
技術検査官  
検査係長

国官技第 837 号  
令和 6 年 3 月 25 日

各地方整備局長 殿  
北海道開発局長 殿  
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省大臣官房技術審議官

請負工事成績評定要領の運用の一部改正について

「請負工事成績評定要領の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国官技第 93 号）を下記のとおり一部改正することとしたので通知する。

記

第 5 第一号に規定する別添 1 「地方整備局工事成績評定実施要領」内審査項目別運用表の別紙－ 1 ⑧を別添に改める。

この通知は、令和 6 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事について適用する。

## 考査項目別運用表

(主任技術評価官)

考査項目	細 別	工 夫 事 項	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 照明などの視界の確保に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 運搬車両、施工機械等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 支保工、型枠工、足場工、仮架橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> ICT活用工事加算として起工測量から電子納品までの何れかの段階でICTを活用した工事(電子納品のみは除く) ※本項目は1点の加算とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 加算として起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事。※本項目は2点の加算とする。 ※ICT活用による加算は最大2点の加算とする</li> <li><input type="checkbox"/> 特殊な工法や材料を用いた工事。</li> <li><input type="checkbox"/> 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事</li> </ul> <p><b>【新技術活用】</b> 「新技術活用」においては、以下の5項目により、複数の技術の評価を可能とするが、<b>最大3点の加算とする。</b> 以下の項目の評価にあたっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表、新技術活用計画書・実施報告書等を確認した上で評価する。ただし、加算対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加算措置を行わないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> (該当技術数： ) NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は2点の加算とする。</li> <li><input type="checkbox"/> (該当技術数： ) NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 ※本項目は1点の加算とする。</li> <li><input type="checkbox"/> (該当技術数： ) NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は1点の加算とする。</li> </ul> <p>※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「活用促進技術」、「推奨技術」、「準推奨技術」、「評価促進技術」等をいう。 ※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、<b>最大3点の加算とする。</b>複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加算点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も<b>最大3点の加算とする。</b></p> <p><b>【品質】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 配筋、溶接作業等に関する工夫。</li> </ul> <p><b>【安全衛生】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 建設業労働災害防止協会が定める指針等に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加算とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)</li> <li><input type="checkbox"/> 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 厳しい作業環境の改善に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 環境保全に関する工夫。</li> </ul>	<p><b>【働き方改革】</b> 「働き方改革」では、当該工事において、他の模範となるような取組を、以下の項目により、複数評価を可能とするが、<b>最大2点の加算とする。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 現場閉所による週休2日制適用工事において、完全週休2日(土日)を達成している。</li> <li><input type="checkbox"/> 週休2日交替制適用工事において、全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休2日を達成している。</li> <li><input type="checkbox"/> 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> その他 理由： _____</li> </ul>
		記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述)	評 点： _____ 点

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加算評価する。 ※2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1、2、3点で評価し、最大7点の加算評価とする。

※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。 ※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加算する。